

令 2 薬務第 6 8 2 号
令和 3 年（2021 年）1 月 2 0 日

（関係団体の長） 様

山口県健康福祉部長

押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令
の一部を改正する省令の公布及び施行並びに薬事関連通知の
押印等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省医薬・生活衛生局長から別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、当該通知に基づき、本県に提出される申請書等の本人確認等
を下記のとおりとしますので、貴会会員へ周知願います。

記

1 申請者が本人であるか否かの確認について

必要に応じて本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、
運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書、国家資格の証明書
等）の提示を求め、申請内容に虚偽や齟齬等がないかを適切に確認する。

2 「新型コロナウイルス感染症への対応における薬事関係法令に係る行政手 続の押印省略等の扱いについて（令和 2 年 5 月 13 日付け令 2 薬務第 172 号薬 務課長通知）」（以下「令 2 薬務第 172 号通知」という。）の取扱いについて 廃止する。

なお、本通知前に「令 2 薬務第 172 号通知」に基づき、押印なしで提出さ
れた申請等については、改めて押印等のなされたものへの差替え等
は不要とする。